

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業の事業契約の内容を別紙のとおり公表します。

平成26年3月28日

防衛大臣 小野寺 五典

# 海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業

## 事業契約の内容

平成26年3月

防 衛 省

**1 公共施設等の名称**

海上自衛隊呉史料館

**2 公共施設等の立地**

広島県呉市宝町5-32

**3 選定事業者の商号又は名称**

呉エイチ・アンド・テイ株式会社

**4 公共施設等の整備等の内容**

- ・改修業務
- ・維持管理業務
- ・運營業務

**5 契約期間**

契約締結日（平成26年3月25日）から平成33年3月31日まで

**6 契約金額**

680,400,000円（税込み）

**7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

事業契約書における以下の条項のとおりである。

**第63条（発注者による任意解除）**

発注者は、本事業の必要がなくなった場合、本施設の転用が必要となった場合又はその他発注者が必要と認める場合には、90日（休日を含む。）以上前に受注者に通知することにより、本契約を解除することができる。

**第64条（発注者の債務不履行等による解除）**

発注者が本契約上の重要な義務に違反し、受注者による通知の後、60日（休日を含む。）以内に当該違反が是正されない場合、又は発注者の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく受注者の重要な義務の履行が不能となった場合、受注者は本契約を解除することができる。

**第65条（受注者の債務不履行等による解除）**

1 本施設について受注者が次の各号の一に該当するときは、発注者は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、設計又は本施設改修工事に着手すべき時期を過ぎても、設計又は本施設改修工事に着手せず、発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、設計又は本施設改修工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、明渡完了予定日から90日（休日を含むが、発注者の

責めに帰すべき遅延の期間を除くものとする。)が経過しても、第38条第2項に基づく明渡しが完了できないとき、又はその見込みが明らかでないとき。

- (3) その責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
  - (4) 発注者と日立製作所グループとの間の平成26年2月24日付け「海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業に関する基本協定書」第6条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生したとき。
  - (5) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと発注者が判断したとき。
- 2 第1項各号及び第4項に規定されるもの以外で、受注者が本契約上の義務を履行せず、かつ、発注者が相当の期間を定めて催告してもなお受注者が履行しないときは、発注者は、本契約を解除することができる。
  - 3 受注者の破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始が申立てられたときは、発注者は、催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
  - 4 発注者は、受注者が実施する維持管理・運營業務の水準が業務要求水準に定めるサービス水準を満たさない場合、別紙8（維持管理・運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等）に規定されるるところに従って本契約を解除することができる。

#### 第73条（法令変更への対応）

- 1 発注者又は受注者は、法令変更により、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、受注者に増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、本事業の対価を減額することができる。

#### 第74条（協議）

- 1 発注者又は受注者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内（休日を含む。）に合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に発注者又は受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更の場合は発注者が、それ以外の法令変更の場合は受注者が負担するものとする。ただし、法人税等収益関係税に係る税制度の新設又は改正等の場合は受注者の負担とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、付帯事業についての増加費用及び損害については、その一切を受注者が負担するものとする。

#### 第75条（法令変更による契約の終了）

- 1 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担は、前条の定めによるものとする。
- 3 第66条第1項、同条第2項、第68条第1項、同条第2項は第1項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。
- 4 第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、発注者が前項に定めるところに従って本施設改修工事のいずれかの工事の仕掛かり部分の明渡しを受けることを選択せず、発注者が受注者に対し当該仕掛かり部分を原状回復するよう請求した場合で、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第76条（不可抗力への対応）

- 1 受注者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の場合、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を受注者に通知する。
- 3 第1項の場合において、受注者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 受注者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、本事業の対価から減額することができる。

#### 第77条（協議）

- 1 発注者又は受注者は、前条第1項の場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日（休日を含む。）以内に合意が成立しない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。
- 2 不可抗力により、発注者又は受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、業務要求水準書で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害もしくは増加費用については受注者が負担するものとする。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた、史料館改修業務に係る損害及び増加費用については、合理的な損害及び追加費

用の額が累計でその史料館改修業務に係る対価の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。維持管理・運營業務に係る損害及び増加費用については、年間の合理的な損害及び追加費用の額が年間の維持管理・運營業費相当分（ただし、第57条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第52条による減額を考慮しない金額とする。）に相当分する額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた増加費用及び損害については、受注者が負担する。

3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより受注者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が受注者の負担する額を超える場合には、当該超過額は発注者が負担すべき額から控除する。

4 前各項の定めにかかわらず、付帯事業についての増加費用及び損害については、その一切を受注者が負担するものとする。

#### 第78条（不可抗力による契約の終了）

1 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担については、前条第1項及び第2項の定めによるものとする。

3 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより受注者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が受注者の負担する額を超える場合には、当該超過額は発注者が負担すべき額から控除する。

4 第66条第1項、同条第2項、第68条第1項、同条第2項は第1項の規定により本契約が解除された場合において、これを準用する。

5 第1項の規定に基づき本契約が解除された場合において、発注者が前項に定めるところに従って本施設改修工事のいずれかの工事の仕掛かり部分の明渡しを受けることを選択せず、発注者が受注者に対し当該仕掛かり部分を原状回復するよう請求した場合で、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

別紙8 維持管理・運營業務に係るモニタリング及び対価の減額等  
(第52条、第60条、第65条関係)

(1) 基本的な考え方

発注者は、受注者が契約において定められたサービスを提供することを条件として、受注者に対価を支払う。発注者が受注者にサービス購入料を支払うにあたっては、発注者が示している維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務（以下「維持管理・運營業務」という。）に対する要求水準の達成レベルについて、次に規定する方法でモニタリングを行う。

- ① 海上自衛隊呉地方総監は、受注者から提出された業務報告書により、確認を行い、発注者へ通知を行なう。
- ② 海上自衛隊呉地方総監は、適宜、立ち入り検査を行い、受注者から提出された業務報告書の記載内容、契約の履行状況について確認を行い、発注者へ通知を行うものとする。
- ③ 発注者は、海上自衛隊呉地方総監を介して、必要に応じて発注者の費用負担において、施設利用者等に対してアンケート、ヒアリングを行う。その結果、業務報告書の記載内容に疑義が生じた場合、受注者と協議するものとする。

発注者は、海上自衛隊呉地方総監からの通知を受けて、受注者が維持管理・運營業務の要求水準に抵触していると判断した場合には、受注者に対して速やかに係る業務の補正を指示することができる。また、受注者は、維持管理・運營業務の要求水準に抵触していることを認識した場合は、発注者の注意、改善勧告等を待つことなく、自ら維持管理・運營業務の要求水準抵触の原因を検討し、改善のための計画を立案し、その後の維持管理・運營業務の要求水準抵触を回避し、サービスの質の維持向上を図らなければならない。

(2) 維持管理・運營業務が要求水準に抵触している場合の定義

維持管理・運營業務が要求水準に抵触している場合とは、以下に示す①又は②の場合をいう。

- ① 史料館運営において明らかに重大な支障がある場合
- ② 史料館運営において明らかに不具合がある場合

上記①の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 6 史料館運営において重大な支障がある場合の例

業 務	該当する事態の例
維持管理・運営業務共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者の責による予定日外の施設の閉鎖や事故、施設損壊等の発生</li> <li>・運営業務、維持管理業務又は潜水艦関連業務の故意による放棄</li> <li>・故意に国との連絡を行わない（長期に亘る連絡不通等）</li> <li>・国への虚偽報告</li> <li>・国からの指導・指示に従わない</li> <li>・受注者の責による食中毒等の発生 等</li> </ul>
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検の未実施</li> <li>・故障等（要求水準に示す機能を果たさない）の放置</li> <li>・不衛生状態の放置</li> <li>・災害時の未稼働（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）</li> <li>・安全措置の不備による人身事故の発生 等</li> </ul>

上記②の場合とは、次のような事態が生じていることを指す。

表 7 史料館運営において明らかに不具合がある場合の例

業 務	該当する事態の例
維持管理・運営業務共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営業務の怠慢、ミスの頻発</li> <li>・施設利用者等への対応不備、苦情の頻発</li> <li>・業務報告の不備</li> <li>・関係者への連絡不備 等</li> </ul>
史料館施設に係る維持管理業務（設備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全上必要な修理等の未実施</li> <li>・業務報告の不備</li> <li>・関係者への連絡不備 等</li> </ul>

(3) 維持管理・運営業務が要求水準に抵触している場合の措置

1) 勧告・注意と減額ポイントの発生

維持管理・運営業務が要求水準に抵触している場合の措置は、以下のとおりとする。なお、発注者は、海上自衛隊呉地方総監をして、以下の措置を行わせることができる。

① 是正勧告及び注意

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合には、発注者は受注者に対して是正勧告を行うことができる。また、史料館運営において明らかに不具合がある場合には、発注者は受注者に対して注意を行うことができる。



## ② 減額ポイントの発生

発注者は、モニタリングの結果、受注者による維持管理・運營業務が業務要求水準書に定めるサービス水準を満たしていないと判断した場合に、維持管理・運營業務に対応する当月の減額ポイントを以下の基準により発生させ、受注者に通知する。

表8 減額ポイント

事 態	減額ポイント
史料館運営において明らかに重大な支障がある場合	各項目につき20ポイント
史料館運営において明らかに不具合がある場合	各項目につき2ポイント

## 2) サービス対価の減額

サービス対価の支払いに際しては、直近6か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って「維持管理・運營業務に係る対価」の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当月の支払額を受注者に通知した上で減額を行う。なお、史料館改修業務に係る対価については、モニタリングによるサービス対価の減額は行わない。

表9 サービス対価の減額

6か月の減額ポイント合計	対象業務のサービス購入費の減額割合
120以上	100%減額
102以上120未満	1ポイントにつき0.75%減額(76.5%~90.0%の減額)
82以上102未満	1ポイントにつき0.50%減額(41.0%~50.0%の減額)
42以上82未満	1ポイントにつき0.25%減額(10.5%~20%の減額)
42未満	0%(減額なし)

## 3) 業務実施者の変更

同一の対象業務において連続して2回の減額措置を経た後、さらに減額ポイントの発生があった場合、発注者は、受注者と協議の上、当該業務の受託者を変更させることができる。ただし、変更にもなっても追加費用が生じても、発注者は負担しない。なお、受注者がサービス購入費の支払対象期間の途中で業務を行う者を変更しても、当該対象期間の減額ポイントは消滅しない。

## 4) 本契約の解除

同一の対象業務において連続して3回の減額措置が行われた場合、発注者は6か月以内(休日を含む。)に本契約を解除することができる。その場合、当該年度に支払うことを予定している当該業務の対価について、履行状況に関して受注者と協議の上、発注者は減額もしくは支払わないものとするができる。

(4) 免責等

史料館運営において明らかに重大な支障がある場合、史料館運営において明らかに不具合がある場合の状態と認められたとしても、以下の①又は②に該当する場合には、受注者に対して措置を講じない。

- ① やむを得ない事由によりそれらの状態が生じた場合でかつ事前に発注者に連絡があった場合
- ② 明らかに受注者の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合

## 8 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

### 第62条（契約終了時の事務）

- 1 受注者は、本契約が終了した場合において、本施設内に、受注者が所有又は管理する工事材料、改修・業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者から業務を請け負い又は受託した者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは受注者は自己の費用及び責任で当該物件等を直ちに撤去し、海上自衛隊呉地方総監の確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、本契約の全部又は一部が終了する場合には、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了に係る本施設の維持管理・運営業務の必要な引継ぎを行わなければならない。
- 3 受注者は、事由の如何を問わず、本契約の全部又は一部が終了した場合には、第55条の規定にかかわらず、本条第2項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日（休日を含まない。）以内に、本契約の終了に係る本施設の維持管理・運営業務の最終支払対象期間の業務報告書を海上自衛隊呉地方総監に提出し、海上自衛隊呉地方総監の確認を受けるものとする。
- 4 受注者の維持管理・運営業務の実施期間（対価の支払のない期間に限る。）が6ヵ月（休日を含む。）に満たない場合には、発注者は、受注者の実施期間に応じて日割りした金額を、維持管理・運営費相当分として受注者に支払うものとする。
- 5 受注者は、本契約が終了する場合、付帯施設を撤去し、原状回復するものとし、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。ただし、受注者は、本契約が終了するにあたり、事前に発注者の承諾を得て、付帯施設に係る受注者の所有権を原状有姿にて無償で移転した場合には、この限りでない。

### 第66条（解除の効力）

- 1 第63条、第64条、及び第65条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が第38条第2項による明渡しの完了前であるときは、発注者は、本施設改修工事のうち、明渡しが完了していない工事の仕掛かり部分（受注者により設置された設備、什器・備品その他の有体物並びに受注者の史料館改修業務の実施の成果と発注者が認めたものをいう。以下同じ。）について、第69条による検査を行い、検査に合格した部分の明渡しを受けることができる。
- 2 第63条、第64条、及び第65条の規定により本契約が解除された場合においても、当該解除が第38条第2項に基づく明渡しの完了の前後を問わず、発注者は本施設の所有権を引き続き保有するものとする。
- 3 第63条、第64条、及び第65条の規定により本契約が解除された場合において、発注者が第1項に定める仕掛かり部分の明渡しを受けないことを選択した場合、発注者は、受注者に対し、明渡しを受けないことを選択した工事に係る仕掛かり部分を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、第63条又は第64条の規定により本契約が解除された場合、発注者がその費用を合理的範囲内で負担するものとし、第65条の規定により本契約が解除された場合、受注者がその費用を負担するものとする。なお、本契約の解除の原因が法

令変更に基づく場合は第8章（法令変更）の規定による。また、本契約の解除の原因が不可抗力に基づく場合は第9章（不可抗力）の規定による。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第67条（損害賠償等）

- 1 第63条及び第64条の規定により契約が解除された場合、発注者は、かかる解除により受注者に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として受注者に支払うものとする。
- 2 第65条の各項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
  - (1) 第38条第2項に基づく明渡しの完了前に本契約が解除された場合  
史料館改修業務に係る対価（第38条第1項に基づく明渡しがなされた工事に係る工事費として発注者が認めた金額及び支払利息相当額を除く。）及び維持管理・運営費相当分の総額の10分の1に相当する額
  - (2) 第38条第2項に基づく明渡しの完了後に本契約が解除された場合  
維持管理・運営費相当分の総額の10分の1に相当する額
- 3 前項第1号の場合において、第37条の規定により工事履行保証証券による保証が付されているとき又は発注者を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、発注者が受領した当該工事履行保証又は履行保証保険に係る保証金又は保険金は、これをもって違約金に充当する。工事履行保証証券による保証が付されている場合において、代替業者による役務の履行がなされたときは、第2項の違約金は支払われたものとみなす。
- 4 受注者は、第65条に基づく解除に起因して発注者が被った損害額が第2項の違約金の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 第63条又は第64条の規定に基づき、契約が解除され、解除に起因して受注者において損害が生じた場合、発注者は、受注者の被った損害を賠償しなければならない。

#### 第68条（解除時の対価等の支払）

- 1 第63条、第64条、及び第65条によって第38条第2項に基づく明渡しの完了前に本契約が解除された場合、発注者は、本施設改修工事のうち、第38条第1項に基づき明渡しを受けた工事及び第66条第1項に基づき明渡しを受けた工事の仕掛かり部分に関し、それらの対価として、受注者に対し、当該明渡しを受けた工事及び仕掛かり部分の工事費相当分の金額として発注者が認めた金額を、支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により支払う。
- 2 第63条、第64条、及び第65条によって第38条第2項に基づく明渡しの完了後に本契約が解除された場合、発注者は、第70条の定めるところに従って維持管理・運営業務の引継ぎを受けたことを条件として、史料館改修業務に係る対価の残額を、別紙6（対価の支払について）に規定する解除前の支払スケジュールに従って、受注者に支払う。
- 3 前2項の場合において、第63条又は第64条によって本契約が解除された場合、受注者

は、前2項に定める外、当該解除により生じた損害の賠償を発注者に請求をすることができ、発注者は、かかる請求金額を支払時点までの利息を付した一括又は分割の支払方法により、受注者に支払わなければならない。

#### 第69条（仕掛かり部分の検査）

1 第38条第2項に基づく明渡しの完了前に本契約が解除された場合、発注者は、本施設改修工事のうち、明渡しが完了していない工事の仕掛かり部分を検査することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、

当該仕掛かり部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、第63条又は第64条によって解除された場合は発注者、第65条によって解除された場合は受注者の負担とする。

#### 第70条（業務の引継ぎ）

1 本契約が解除された場合においては、受注者は、第2項及び第3項の手續終了後速やかに、維持管理・運營業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとする。

2 発注者は、本契約が解除された日から10日（休日を含まない。）以内に本施設の現況を検査しなければならない。この場合において、本施設に受注者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、発注者は、受注者に対しその修補を求めることができる。

3 受注者は、必要な修補を実施した後速やかに、発注者に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。発注者は、前項の通知を受領後10日（休日を含まない。）以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

#### 第71条（保全義務）

受注者は、本契約解除の通知の日から第68条第1項による明渡し（もしあれば）及び第70条第1項による維持管理・運營業務の引継ぎをいずれも完了するときまで、本施設（本施設改修工事の仕掛かり部分（もしあれば）を含む。）について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

#### 第72条（関係書類の引渡し等）

1 受注者は、発注者に対し、第68条第1項による明渡し（もしあれば）及び第70条第1項による維持管理・運營業務の引継ぎを完了するまでに、発注者に対して未提出の設計図書及び完成図書（ただし、図面等については受注者がすでに作成を完了しているものに限る。）その他本施設の改修、維持管理・運営に必要な書類一切を引渡さなければならない。

2 発注者は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、本施設の改修、維持管理・運営のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、受注者は、発注者によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

別紙6 対価の支払について  
(第58条、第59条及び第68条関係)

(1) サービス対価の種類

本事業を遂行するにあたり必要なサービス対価は、史料館改修業務に係る対価、維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価、並びに消費税等から構成されるものとする。

1) 史料館改修業務に係る対価

① 史料館改修費相当分

史料館改修費相当分は、史料館施設の改修業務、設備改修業務、展示物更新業務、調査・設計業務、工事監理業務、各種申請等の業務に係る費用とする。

2) 維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価

① 維持管理業務に係る対価

維持管理業務に係る対価、史料館施設に係る維持管理業務（建築）、史料館施設に係る維持管理業務（設備）、清掃業務、外構の保守点検業務、警備業務から構成される。

② 運營業務に係る対価

運營業務に係る対価は、常設展示業務、資料の整理・保存業務、館内案内業務、広報業務、総務業務、来場者 300 万人及び 400 万人到達イベント実施業務から構成される。

③ 潜水艦関連業務に係る対価

潜水艦関連業務に係る対価は、展示用潜水艦の維持管理業務から構成される。

表 2 サービス対価の種類

種 類	含まれる費用
史料館改修業務に係る対価	史料館改修業務の実施に係る費用
維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価	維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務の実施に係る費用
消費税等	消費税及び地方消費税

(2) 史料館改修業務に係る対価の支払い方法

1) 史料館改修業務に係る対価の支払方法

発注者は、史料館改修業務に係る対価について、平成 27 年度から平成 32 年度に、年 1 回の割賦方式により全 6 回に分けて毎回同額を支払う。

発注者は、受注者からの請求手続きを経て、史料館改修業務に係る対価について、平成 27 年 7 月を第 1 回とし、以降、平成 32 年 7 月まで、受注者から毎年 7 月に請求書の提出を受けて支払うこととする。

史料館改修業務に係る対価の支払いは、以下の手順により行う。

- ① 受注者は、平成 27 年 7 月を第 1 回とし、毎年 7 月 1 日から 30 日（休日を含む。）以内に発注者に対して史料館改修業務に係る対価の請求書を提出する。
- ② 発注者は、受注者からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に受注者に対して史料館改修業務に係る対価を支払う。

## 2) 維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価の支払方法

発注者は、維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価について、受注者の維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務の実施状況を海上自衛隊呉地方総監を介して定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、平成 26 年 10 月を第 1 回として、平成 33 年 4 月までの間に年 2 回に分けて、受注者から請求を受けて支払うものとする。

維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価の支払いは、以下の手順により行う。

- ① 受注者は海上自衛隊呉地方総監に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に業務報告書を提出する。
- ② 海上自衛隊呉地方総監は業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、受注者にその結果を通知する。
- ③ 受注者は、各支払期間の最終月のモニタリングの結果を確認の上、平成 26 年 10 月から毎年 4 月及び 10 月に海上自衛隊呉地方総監を介して発注者に対して請求書を提出する。
- ④ 発注者は、受注者からの請求書を受理してから 30 日（休日を含む。）以内に受注者に対して運營業務、維持管理業務及び潜水艦関連業務に係る対価を支払う。

## (3) 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、サービス対価を構成する史料館改修業務に係る対価、維持管理業務、運營業務及び潜水艦関連業務に係る対価の総額から消費税等を控除した金額とする。

契約金額は、入札書に記載された金額に対して、史料館改修業務に係る対価に関しては、当該金額から割賦金利を控除した金額の 100 分の 8 に相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額を持って契約金額とする。

ただし、消費税等の税率が変動した場合には、国は当該変動に合わせて変更された消費税等相当額を支払う。

(4) サービス対価の支払スケジュール

サービス対価の支払いスケジュールは、表3及び表4のとおりである。

表3 史料館改修業務に係る対価の支払いスケジュール

支払 回	支払時期 (請求予定年月)	金 額				合 計
		史料館改修業務		消費税及び 地方消費税相当		
		工事費 (消費税抜き)	常設展示 の改修費 (消費税抜き)	工事費	常設展示 の改修費	
1	平成27年7月	663,000円	2,571,000円	53,040円	205,680円	3,492,720円
2	平成28年7月	659,000円	2,575,000円	52,720円	206,000円	3,492,720円
3	平成29年7月	659,000円	2,575,000円	52,720円	206,000円	3,492,720円
4	平成30年7月	659,000円	2,575,000円	52,720円	206,000円	3,492,720円
5	平成31年7月	659,000円	2,575,000円	52,720円	206,000円	3,492,720円
6	平成32年7月	659,000円	2,575,000円	52,720円	206,000円	3,492,720円
合 計		3,958,000円	15,446,000円	316,640円	1,235,680円	20,956,320円



表 4 維持管理業務、運営業務及び潜水艦関連業務に係る対価の支払いスケジュール

支払 回	支払時期 (請求予定年月)	金 額				
		サービス対価 (消費税抜き)			消費税及び 地方消費税相当	合計
		維持管理 業務	運営業務	潜水艦関連 業務		
1	平成26年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
2	平成27年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
3	平成27年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
4	平成28年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
5	平成28年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
6	平成29年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
7	平成29年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
8	平成30年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
9	平成30年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
10	平成31年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
11	平成31年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
12	平成32年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
13	平成32年10月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
14	平成33年 4月	14,910,000円	28,530,000円	174,000円	3,489,120円	47,103,120円
合計		208,740,000円	399,420,000円	2,436,000円	48,847,680円	659,443,680円